

埼玉県指定野菜価格安定対策事業費補助金交付要綱

平成 3年12月27日決裁
一部改正平成14年12月25日決裁
一部改正平成15年11月28日決裁
一部改正平成21年 3月31日決裁
一部改正平成23年 4月 1日決裁
一部改正平成28年 5月 9日決裁
一部改正令和3年 3月30日決裁

(趣旨)

第1条 県は、野菜の計画的な生産及び出荷を図り、価格の安定に資するため、指定野菜価格安定対策事業実施要領(平成15年9月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。)に基づき、指定野菜価格安定対策事業(以下「指定野菜事業」という。)を行う独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)に指定野菜事業の資金造成のための納付金を納付するため、実施要領第2の1に定める指定野菜価格安定対策資金の造成の円滑化に資する事業を行う財団法人埼玉県青果物価格安定資金協会(以下「協会」という。)に対し、毎年度の予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金額)

第2条 補助の対象となる経費は、機構が資金造成に要する経費のうち、野菜価格安定対策費補助金交付要綱(昭和47年8月10日付け47蚕園第2523号農林事務次官依命通知)別表の2の(1)のAに掲げるものとする。

なお、支払い方法については、事業の目的及び補助事業者の性質上、必要に応じて概算払ができるものとする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、毎会計年度定め、協会に対して通知するものとする。

(添付書類等)

第4条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(軽微な変更及び変更等の承認手続)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、実施要領第3の3の(5)のイの業務区分に係る補助金の額の変更以外のものとする。

2 協会は、規則第6条の規定により知事が付した条件のうち、前項の軽微な変更を除く変更について、知事の承認を受けようとする場合は、様式第3号の変更（中止・廃止）承認申請書を、知事に提出しなければならない。

（状況報告書）

第7条 協会は、知事の要求のあったときは、補助事業の遂行状況について、機構に報告を求め当該要求に係る事項を書面で報告しなければならない。

（実績報告書の様式等）

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出は、補助事業完了（補助事業の中止及び廃止の場合を含む。）後30日以内又は3月20日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、様式第5号により行うものとする。

（書類の整備等）

第10条 協会は、補助事業にかかる収入及び支出等を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成3年度補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成14年12月25日から施行し、平成14年度補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成15年11月28日から施行し、平成15年度補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成28年5月9日から施行し、平成28年度補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年3月30日から施行し、令和3年度補助金から適用する。

様式第1号（第3条関係）

年度埼玉県指定野菜価格安定対策事業費補助金交付申請書

記号 番 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住所
名称及び代表者氏名

下記により、年度埼玉県指定野菜価格安定対策事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。）第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額
金 円
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の内容及び経費の配分
別紙「指定野菜価格安定対策資金造成計画」
- 4 事業完了予定年月日

5 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	備 考
県補助金	円	円	円	
計				

(2) 支出の部

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	備 考
負担金納付	円	円	円	
計				

様式第2号（第5条関係）

年度埼玉県指定野菜価格安定対策事業費補助金交付決定通知書

記号 番 号
年 月 日

様

埼玉県知事 氏 名

年 月 日付け（記号）第 号で申請のあった 年度埼玉県指定野菜
価格安定対策事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 事業の内容及び経費の配分

この補助金の交付の対象となる事業の内容及び経費の配分は、申請書の記の3に記載されたとおりとする。

2 補助金交付決定額

金 円

3 支払方法

精算払又は概算払とする

4 補助事業者の責務

協会は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）に従わなければならない。

5 条件

- (1) 協会は、補助事業に要する経費の配分、又は補助事業の内容を変更する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 協会は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 協会は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 協会は、補助金の交付を受けた場合は、当該交付を受けた補助金に相当する額を遅滞なく独立行政法人農畜産業振興機構に負担金を納付しなければならない。

らない。

- (5) この補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を補助事業の完了の翌会計年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

様式第3号（第6条関係）

年度埼玉県指定野菜価格安定対策事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

記号 番 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住所
名称及び代表者氏名

年 月 日付け（記号）第 号で補助金の交付決定の通知を受けた 年度埼玉県指定野菜価格安定対策事業費補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので申請します。

記

（注）記の記載要領は、様式第1号に準ずるものとする。この場合、「補助事業等の目的及び内容」を「変更の理由」と書き換え、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第4号（第8条関係）

年度埼玉県指定野菜価格安定対策事業費補助金実績報告書

記号 番 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住所
名称及び代表者氏名

年 月 日付け（記号）第 号で補助金の交付決定通知を受けた
年度埼玉県指定野菜価格安定対策事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する
規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額
金 円
- 2 補助事業の効果
- 3 補助事業の内容
別紙「指定野菜価格安定対策資金造成実績」
- 4 事業完了年月日

5 収支精算

(1) 収入の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減	備考
県補助金	円	円	円	
計				

(2) 支出の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減	備考
負担金納付	円	円	円	

6 添付書類

資金造成負担金の受領、負担金の納付を証する書類

様式第5号（第9条関係）

年度埼玉県指定野菜価格安定対策事業費補助金交付額確定通知書

記 号 番 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け(記号)第 号で補助金の交付決定の通知をした
年度埼玉県指定野菜価格安定対策事業費補助金については、年 月 日付け
第 号で提出のあった実績報告書等に基づき下記のとおりその額を確定したの
で、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付確定額 金 円